



# 宮 崎 県 公 報

平成23年1月20日(木曜日) 第 2252 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示……………(山村・材振興課) 1	頁
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(3件)……………(水産政策課) 2	
○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 2	
○道路の供用の開始(2件)……………( “ ) 3	
○都市計画の変更(3件)……………(都市計画課) 3	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 4	

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(経・働・数・課) 4	
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請……………( “ ) 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……………(農村整備課) 5	
○土地改良区の役員の退任の届出……………( “ ) 5	
○市町村が行う土地改良事業の工事完了の届出……………( “ ) 5	
○公共測量の実施の通知……………(管理課) 5	
○公共測量終了の通知……………( “ ) 5	
<b>人事委員会告示</b>	
○宮崎県人事委員会事務局準公金等取扱規程……………5	
<b>収用委員会告示</b>	
○収用の裁決手続の開始決定……………6	

## 告 報 示

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。  
平成23年1月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県告示第34号

#### 宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程(平成16年宮崎県告示第570号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																											
(貸付限度額、償還期間等)	(貸付限度額、償還期間等)																											
第4条 [略]	第4条 [略]																											
2 貸付金の償還期間(据置期間を含む。以下同じ。)及び据置期間は次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数以内とする。	2 貸付金の償還期間(据置期間を含む。以下同じ。)及び据置期間は次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数以内とする。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付内容</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4 [略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5 [略]</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	貸付内容	償還期間	据置期間	[略]			4 [略]			5 [略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付内容</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4 [略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第10条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第2条第3項の木材製造の高度化を行うのに必要な同法第12条に規定する資金を借り入れる場合</td><td>12年以内</td><td>3年以内</td></tr> <tr><td>6 [略]</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	貸付内容	償還期間	据置期間	[略]			4 [略]			5 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第10条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第2条第3項の木材製造の高度化を行うのに必要な同法第12条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	3年以内	6 [略]		
貸付内容	償還期間	据置期間																										
[略]																												
4 [略]																												
5 [略]																												
貸付内容	償還期間	据置期間																										
[略]																												
4 [略]																												
5 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第10条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第2条第3項の木材製造の高度化を行うのに必要な同法第12条に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	3年以内																										
6 [略]																												
3 [略]	3 [略]																											
別記 様式第1号(第6条関係) [略]	別記 様式第1号(第6条関係) [略]																											

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び  
調達方法  
[略]  
(注) 1～6 [略]

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び  
調達方法  
[略]  
(注) 1～6 [略]

7 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律  
第12条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第  
10条第1項に規定する木材製造高度化計画の認定書の写  
しを添付すること。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第35号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）  
第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定によ  
る届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定  
による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると  
認めた。

平成23年 1 月 20 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年12月1日
発起人の住所及び氏名	日南市 有限会社岩元水産 日南市 有限会社金川水産
加入区 の 名 称	日南市第二加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち大堂 津支所の地域
区 分	中型かつお漁業

宮崎県告示第36号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）  
第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定によ  
る届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定  
による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると  
認めた。

平成23年 1 月 20 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年12月1日
発起人の住所及び氏名	日南市 有限会社新堀水産 日南市 中村治義
加入区 の 名 称	南郷加入区
区 域	南郷漁業協同組合の地区

宮崎県告示第37号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）  
第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定によ  
る届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定  
による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると  
認めた。

平成23年 1 月 20 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成22年12月1日
発起人の住所及び氏名	日南市 有限会社安楽水産 日南市 有限会社東水産
加入区 の 名 称	外浦加入区
区 域	外浦漁業協同組合の地区
区 分	中型かつお漁業及び大型定置漁業

宮崎県告示第38号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道  
路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 1 月 20 日から平成23年 2 月 3 日まで  
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 1 月 20 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 18号	西臼杵郡日 之影町大字 七折字末市 13973番 4 地先から同 郡同町同大	旧	24.8 ~ 34.0	79.5
				新	31.2 ~ 43.0	79.5

字同字 139  
72番10地先  
まで

#### 宮崎県告示第39号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 1 月20日から平成23年 2 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 1 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
339	県道	塩鶴木 崎線	宮崎市大字 鏡洲字竹ノ 内 293番 1 地先から同 市同大字同 字 272番 2 地先まで	旧	8.3 ～ 11.4	99.0
				新	11.9 ～ 14.0	

#### 宮崎県告示第40号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 1 月20日から平成23年 2 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 1 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 18号	西臼杵郡日 之影町大字 七折字末市 13973番 4 地先から同 郡同町同大 字同字 139 72番10地先 まで	平成23年 1 月20日

#### 宮崎県告示第41号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 1 月20日から平成23年 2 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 1 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
339	県道	塩鶴木 崎線	宮崎市大字 鏡洲字竹ノ 内 293番 1 地先から同 市同大字同 字 272番 2 地先まで	平成23年 1 月20日

#### 宮崎県告示第42号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市佐土原総合支所において公衆の縦覧に供する。

平成23年 1 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

##### 1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画道路 3・4・10号 佐土原広瀬通線

##### 2 都市計画を変更した土地の区域

###### (1) 追加した部分

宮崎市 佐土原町上田島 字樋ノ口、字松木田、字田中、字古城、字上都甲路のそれぞれ一部  
佐土原町下田島 字伊勢田、字菰田、字柿田、字馬場、字橋口迫、字池田のそれぞれ一部

###### (2) 削除した部分

宮崎市 佐土原町上田島 字古川、字樋ノ口のそれぞれ一部  
佐土原町下田島 字上ノ瀬、字下都甲路、字柳馬場、字寺畑、字新馬場、字境田、字月輪、字池田、字橋口迫、字田測迫のそれぞれ一部

#### 宮崎県告示第43号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 1 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

##### 1 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画道路 1・4・51号 都城西環状線  
3・4・64号 山田通線

##### 2 都市計画を変更した土地の区域

###### (1) 追加した部分

都城市乙房町、南横市町のそれぞれ一部

###### (2) 削除した部分

都城市乙房町、南横市町のそれぞれ一部

宮崎県告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 1 月 20 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
都城広域都市計画道路 3・4・60号 郡元通線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加した部分  
都城市郡元町、郡元一丁目、郡元四丁目の各一部
  - (2) 削除する部分  
なし

宮崎県告示第45号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成23年 1 月 20 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 22-5	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武 寛	小林市細野字椿ヶ 根4145番 6、里道 の一部	4.00 ～ 4.03	12.24	平成22 年12月 9 日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成23年 1 月 20 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在 地	定款に記載され た目的
平成 22年 12月 28日	特定非営利 活動法人綾 賢治の学校	柳 周明	宮崎県東 諸県郡綾 町大字入 野4708番 地	この法人は、 日本の風土のな かの様々な面 で重要な役割を担 う中山間地域の 農業者とその地 域に住む住民、 そしてそこから 得られる水・食 料や観光資源等

の恩恵を通して  
交流する人々が  
、心身ともに健  
康に過ごせる地  
域社会を実現す  
るために、その  
資源の源である  
照葉樹林の保護  
・再生事業、ま  
たそれに伴う間  
伐材の有効利用  
の調査・研究事  
業、また自然生  
態系農業を基盤  
とした安全な農  
産品の生産・加  
工・販売による  
第 6 次産業化の  
推進、農業の担  
い手の確保等の  
人材育成事業な  
どを通して、集  
落営農のモデル  
化事業を進め、  
もって宮崎県内  
の中山間地の活  
性化に寄与する  
ことを目的とす  
る。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成23年 1 月 20 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在 地	定款に記載され た目的
平成 22年 12月 27日	特定非営利 活動法人宮 崎 i クラス ター	永崎 収一	宮崎市橘 通東 1 丁 目 5 番 8 号	この法人は、 宮崎県内の地域 活性化、まちづ くりの計画策定 を行い、各地域 に不足している 必要な人材を補 完し、地域活性 化の推進に継続 的に取り組む活 動を実施するこ ととする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、徳別当土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年1月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏名	住所
監事	佐藤 公也	高千穂町大字押方1685番地

(任期:平成23年9月27日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	甲斐 紀雄	高千穂町大字押方1661番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、縦崎土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年1月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏名	住所
監事	佐藤 則義	高千穂町大字押方5069番地
監事	戸高 生喜	高千穂町大字押方5361番地

(任期:平成25年10月13日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	佐藤 則義	高千穂町大字押方5069番地
監事	戸高 生喜	高千穂町大字押方5361番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により

、大淀川左岸土地改良区(宮崎市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成23年1月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	加藤 忠芳	宮崎市高岡町浦野名4309番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成23年1月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

届出者		工事が完了した事業			完了年月日
事業主体名	市町村名	地区名	市町村名	事業名	
延岡市	延岡市	北方	延岡市	中山間地域総合整備事業	平成16年6月25日

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

平成23年1月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 作業の種類

公共測量(4級基準点 5点、出来形確認測量 2.0ha)

2 作業期間

平成23年1月17日から平成23年3月11日まで

3 作業地域

宮崎市田野町字南原(乙)地内

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、平成22年宮崎県公報第2191号により公告した公共測量(不動産登記法第14条地図作成)が平成22年10月15日終了した旨、宮崎地方法務局長から通知があった。

平成23年1月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 人事委員会告示

宮崎県人事委員会事務局準公金等取扱規程をここに公表する。

平成23年1月20日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉武

宮崎県人事委員会告示第1号

宮崎県人事委員会事務局準公金等取扱規程

宮崎県人事委員会事務局準公金等取扱規程については、宮崎県準公金等取扱規程(平成22年訓令第12号)の規定の例による。

附則

この告示は、公表の日から施行する。